
「「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」
の一部改正について

日証協 平 20. 12. 9

本年 7 月より、本協会では従来の公社債・金融商品委員会を公社債委員会と金融商品委員会とに分けて設置している。

これに伴い、本年 12 月 9 日開催の自主規制会議において、「「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」を一部改正することについて決議した。

本規則改正は、本年 12 月 9 日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」 の一部改正について

平成 20 年 12 月 9 日
日 本 証 券 業 協 会

1 . 改正の趣旨

本年 7 月より、本協会では従来の公社債・金融商品委員会を公社債委員会と金融商品委員会とに分けて設置している。

これに伴い、別紙のとおり、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」の一部改正を行うこととする。

2 . 改正の骨子

- ・ 「公社債・金融商品委員会」を「本協会」に変更する。
(第 3 条第 3 号、第 4 条第 3 号)

3 . 施行時期

この改正は、平成20年12月 9 日から施行する。

以 上

**「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」
の一部改正について**

平成 20 年 12 月 9 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(選定銘柄の取扱い) 第 3 条 規則第 5 条第 1 項に基づく報告対象銘柄の届出は、原則として、次の各号に掲げる日までに行うものとする。 1 新規発行銘柄 当該銘柄の発行日の 2 営業日前 2 既発行銘柄 前月20日（当日が休業日の場合は、その前営業日） 2 規則第 5 条第 2 項に基づき、本協会が選定銘柄（規則第 3 条第 2 項に規定する銘柄をいう。以下同じ。）として選定する銘柄は、本協会に規則第 5 条第 1 項の規定に基づく届出を行った指定報告協会員が 6 社以上ある銘柄とする。 3 選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いは、<u>本協会</u>の定めるところによるものとする。 4 前 3 項にかかわらず、本協会が特に必要と認めた銘柄については、当該銘柄の指定報告協会員を指定するとともに、当該銘柄を選定銘柄に選定することができる。 (選定銘柄の除外等) 第 4 条 規則第 6 条第 1 項に基づく報告辞退の届出は、原則として、毎月20日（当日が休業日の場合は、その前営業日）までに行うものとする。 2 規則第 6 条第 2 項に規定する指定報告協会員の数は、第 2 条に定める数とする。 3 規則第 6 条第 2 項に基づき本協会が選定銘柄から除外することとなる銘柄について、当該銘柄に係る売買参考統計値の最終発表日の取扱いは、<u>本協会</u>の定めるところによるものとする。	(選定銘柄の取扱い) 第 3 条 規則第 5 条第 1 項に基づく報告対象銘柄の届出は、原則として、次の各号に掲げる日までに行うものとする。 1 新規発行銘柄 当該銘柄の発行日の 2 営業日前 2 既発行銘柄 前月20日（当日が休業日の場合は、その前営業日） 2 規則第 5 条第 2 項に基づき、本協会が選定銘柄（規則第 3 条第 2 項に規定する銘柄をいう。以下同じ。）として選定する銘柄は、本協会に規則第 5 条第 1 項の規定に基づく届出を行った指定報告協会員が 6 社以上ある銘柄とする。 3 選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いは、<u>公社債・金融商品委員会</u>の定めるところによるものとする。 4 前 3 項にかかわらず、本協会が特に必要と認めた銘柄については、当該銘柄の指定報告協会員を指定するとともに、当該銘柄を選定銘柄に選定することができる。 (選定銘柄の除外等) 第 4 条 規則第 6 条第 1 項に基づく報告辞退の届出は、原則として、毎月20日（当日が休業日の場合は、その前営業日）までに行うものとする。 2 規則第 6 条第 2 項に規定する指定報告協会員の数は、第 2 条に定める数とする。 3 規則第 6 条第 2 項に基づき本協会が選定銘柄から除外することとなる銘柄について、当該銘柄に係る売買参考統計値の最終発表日の取扱いは、<u>公社債・金融商品委員会</u>の定めるところによるものとする。

付 則

この改正は、平成20年12月 9 日から施行する。